

対象案件	北広島市行政不服審査法関係手数料徴収条例の制定について
意見募集期間	平成 27 年 12 月 15 日(火)から平成 28 年 1 月 14 日(木)まで
担当部署(問合せ先)	総務部 総務課 電話 011-372-3311 内 725
意見提出件数	意見提出者数 1 人
	意見提出件数 3 件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
<p>意見 1 手数料の額について、その根拠を情報公開等の料金と同額の「白黒コピー 10 円(片面 1 枚)、カラーコピー30 円(片面 1 枚)」としているが、減額の余地はないのか。単なる情報公開と行政不服審査とでは性質が異なるのではないのか。後者のほうがより権利行使としては重要と考える。また、法律内に「実費の範囲内において」とあるが予定額は実費を超えていないのか疑問である。</p>	<p>意見 1 について 貴見のとおり、行政不服審査制度と情報公開等の制度は、性質が異なるものでございますが、書類の謄写(コピー)事務そのものに関しては、基本的に同様の謄写事務と本市では考えております。手数料の額につきましては、原価計算を行った上での額であり、実費の範囲内となっております。</p>
<p>意見 2 「経済的困難により手数料を納付する資力がないと認める場合」の減免措置の基準が曖昧である。担当者の裁量とならないように収入や市税の納付状況に応じて線引きをはっきりと定めたほうがよいのではないのか。</p>	<p>意見 2 について 減免措置の対象につきましては、具体的には生活保護を受給している方と市民税非課税世帯の方を予定しております。具体的な減免基準につきましては、今後北広島市行政不服審査法関係手数料徴収条例等において定めることとなりますが、貴見のとおり担当者の裁量によって減免の判断がなされることのないよう、減免措置の基準を定めてまいりたいと考えております。</p>

意見 3 手数料の減免が可能であれば対象を限らず 2000 円までは無料とするこ
とも可能ではないか。それを超えた部分
について手数料を徴収してもよいので
はないか。その際の手数料も意見 1 に記
した考えに基づいて決めていただきたい。

意見 3 について 書類等の交付を受け
る審査請求人等は、その交付の数量に
応じて手数料を納めていただくこと
が、行政不服審査法の趣旨であると本
市は考えております。

2,000 円を限度とした減免措置を設
定した理由につきましては、低所得者
の方が手数料を納付する資力がない
ために謄写請求が利用できなくなっ
てしまうことは、行政不服審査制度の
目的に照らして適当でなく、通常の数
量の謄写請求であれば謄写手数料の
負担を要しないようにすることに配
慮したものでございます。したがいま
して、減免措置の基準に該当しない方
に、減免と同様の取扱いをすることは
難しいものと考えております。

今後の予定

平成 28 年第 1 回定例会に条例案を提
案し、平成 28 年 4 月 1 日から施行予定
です。